

令和5年度第1回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日 時	令和5年11月7日（火）13:00～15:30
場 所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室BC
出席者	<p>（東大阪市住工共生まちづくり審議会委員） 芦塚委員、大石委員、奥田委員、加茂委員、糸野委員、阪上委員、濱田委員、松浦委員、松下委員</p> <p>（住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員） 説明員としての出席なし</p> <p>（事務局） モノづくり支援室 辻尾室長、浦塘室次長、中西主査、福島主任</p>
案 件	1. 住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて 2. 住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱の一部改正について 3. 施策等の実施状況の公表および意見募集について 4. その他
備 考	公開会議／傍聴人0名
議事要旨	<p style="text-align: center;">～開会～</p> <p>【事務局】 1) 確認事項 ①会議の公開 ②過半数の出席により、東大阪市住工共生まちづくり審議会規則第5条に基づき会議が成立していること ③配布資料 2) 委員紹介・事務局挨拶 3) 本審議会の位置づけについての説明</p> <p>1. 住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて 【会長】 「議題1 住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて」事務局より説明をお願いします。 【事務局】 （資料に基づき説明） 【会長】 ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。前回の審議会での課題3点のうちPR不足、東大阪市中で工場を操業したくなるような施策について説明があったがいかがか。 【委員】 PR不足の件については、商工会議所も協力した。東大阪市が一般企業や大学と積極的に締結している連携協定を有効活用すればもっとPRできるのではないか。 【事務局】 ご指摘の連携協定に加え、様々な施策でつながりのある関係機関の協力を取り付けながら一つでも多くの企業に市の施策が届くよう努めてまいります。 【委員】 金融機関におけるセミナーの開催という取組があったが、今後も他の金融機関のセミナーへの参加ということは考えているか。</p>

【事務局】

声かけを頂ければ他の金融機関に対しても積極的にPRに努めていきたい。

【委員】

企業が新たに工場を建てる相談をする際に市の施策を案内できれば効果的ではないか。例えば経営コンサルタント。企業が困ったとき、助けを求めているとき、相談したいときにどこに行くのかりストアップし、そのようなところに東大阪市の支援施策を案内してもらえ体制構築が重要ではないか。

【委員】

相談窓口としてどこがその対象になっているのか、いわゆるワンストップの窓口だと考えるが、この点について事務局の見解を問う。

【事務局】

経営全般に関する中小企業診断士の無料アドバイスというものを市役所14階で対応している。相談者の実情に応じた国、府の支援施策を案内している。また、市役所本庁舎隣のクリエイション・コアにも支援機関が入居しており、どこにいけばどのような支援施策が受けられるのか一元的な案内ができるように工夫してまいる。

【委員】

今後新たに、今できていないところに対して、働きかけをされたい。

【委員】

住民の立場で話をする。自分の家の周りはずべて工場がたっている。周辺住民に話を聞くと、平日土日祝日もあまり変わらない騒音があるとの訴えがある。工場の社長に直接交渉し、応じてくれているところもあり、当初に比べて比較的改善されているように感じるが、道路を重機が走り回っており、子供にとって危険である。そのような場合は市担当課へ相談にいき、企業にいて指導してもらおうが、その後のフォローが乏しい面や動きが遅い場合があるため、改善し今後のよりよい対応につなげてほしい。また、そのような現在の軋轢や実情をふまえた振興施策の議論をしていってほしい。さらに、このような場へのオブザーバーとしての住民や市担当課の出席も検討すべきである。

【委員】

まさに委員ご指摘のとおりである。産業政策のウエイトが多いが、住工共生なので「住」に関する議論や資料を増やされたい。第1回審議会から約十年が経過したが、住工共生のまちとはどのようなまちの形なのかという議論を、行政はもちろん市民も巻き込みすすめていくべきだ。住工共生のまちとは住む立場からすればこうであるという形がつけられていない。

【事務局】

住工共生のまちづくり条例（以下「条例」という。）では市役所の関係部局が一体的に住工共生のまちづくりに資する取り組みをすすめるというものである。改善状況のフォローを着実に行うとともに、庁内一丸となって取り組みをすすめてまいりたい。また、住宅側の意見についても、毎年住工共生の取り組み内容を開示し、意見募集をしているところだが、極力住民側の意見を詳しく聞くような機会を増やししながら、産業政策だけに留まらずバランスのとれた取り組みができるように努めてまいりたい。

【委員】

市民から意見を聞くのはよいが、その意見から住工共生のまちづくりの形を作ることとはそう簡単な話ではない。意見を聞くだけでなく、予め準備的スタディ

が必要である。

【会長】

意見を聞いてそれをどうするのか、例えばビジョンとして住工共生のまちづくりを東大阪で謳っているならば、どういう方向ですすめるのか示すことはやはり必要ではないか。そのような場を設定するというのは、この会議だけでは難しいようにも考えるが、意見を聞いたその次のところまでこの場で取り扱うのか。事務局の見解を問う。非常に重要な論点である。

【事務局】

将来にわたる製造業の産業政策やすすむべき方向性については、この会議とは別に中小企業振興条例というものを策定しておりそれに基づく審議会で議論いただく。今年度にその審議会を開催する。その中で住工共生のすすめ方というところも含めて個別施策に関するご意見があった場合には本審議会とも連動させてまいる。

【委員】

そもそも審議会とは、基本的に審議案件を議論するもの。審議案件として固まったものを議論するのではなく、もっと底辺の部分から素材から組み立てることをしなければいけないのではないか。

【会長】

その振興会議において、住工共生はどのようなビジョンをすすめていくのかという東大阪市の方針も議論できるような形になっているのか。

【事務局】

今製造業が抱える課題に対してどういった政策が必要かということ振興会議でご議論いただく。その際に、住工共生についても意見がなされると想定される。

【委員】

ワーキンググループのようなものが必要ではないか。ワーキンググループで住工共生を考えるような考えはあるのか。審議会の前に、工場側の意見や住民側の意見を聴取し、東大阪の住工共生に関するビジョンをワーキンググループで取りまとめて何らかの審議会で審議するということは可能か。

【事務局】

本審議会は、住工共生のまちづくりの実現に向けた取り組みについてご議論いただくものである。住工共生のまちづくりに向けてどういった施策が必要か、まちのすすむ方向性というものは、市役所内で関係部局を集めたワーキンググループというのを立ち上げている。いったんそちらで文言を固めたものを、本審議会に上程しご審議いただくという形を取っている。本審議会の中で新たにワーキンググループを作り、ご議論いただくということは今のところは想定していない。

【会長】

そうすると、ワーキンググループに住民が入るのは難しいということか。

【事務局】

住工共生のまちづくりのそもそもの議論をすべきではないかというご意見をいただいているところであるが、条例制定に際し、住民の参画をいただいたという経緯がある。よって本審議会では、条例に沿った具体的な施策を審議する場であり、またそのように条例に位置づけているため、それをふまえてご議論いただければ幸いである。

【委員】

工場側も住民側も双方大切であり、1つ1つ話し合っていくことがよいのではないか。今日のこの場は資料や議題をしっかりと見つめていくべきではないか。

【会長】

今日はまずは、議題について丁寧に議論しつつも、住民側の意見に関する論点とワーキンググループの論点は重要であると考えられるため、どこかで議論を深める必要がある。これらについては事務局で対応されたい。今日の議事をしっかり残し次回で回答いただきたい。

【委員】

住工共生の理想形というものはあるのか。尼崎市等の他市との違いはあるか。

【委員】

住工共生、住工共存、住工混在と言葉は様々あるが、いくつかのタイプがあると考えられる。例えば地場産業。地場産業は住と工があり、製造されている製品がかなり集中しており、水平分業ができていますので、製品価値を作ることによって発展していこうとしている。尼崎は臨海部に大工場がある。そういう工場の関連で東大阪にあるような中小企業が集まっている。この点は東京の大田区も同様で大企業があるためその関連の小規模の製造業がある。ところが東大阪は農業先進地域があって、水力で電気を作って工場ができて、地域の需要から掘り起こした小さい工場を作っていたという点でユニークである。地元経済が発展するためにモノづくりがあり、ユニークな例であるためそういうモデルとして、東大阪はどうするのかと以前問うたことはあるが、数として少ないタイプであるので、その中で住工混在ではなく、住工共生と少し踏み込んだ旗印を掲げているのでその旗印にふさわしいことを期待されているのではないか。

【委員】

基本的には他市と異なる方向性ではあるのか。

【委員】

異なる部分も似たような部分も両方ある。ただ、大事なことは市民と事業者が一緒になって未来の姿を考えていくことである。専門家が答えのようなものを示すことはできるが。

【委員】

初めて参加した。住工共生という名称がついている審議会だが、主に産業政策を決定していくというものと理解した。しかし、ここにおられる皆さんの中で、産業政策はここで決められたとしても、もう一方で住民側の意見はどうなっているのかということを理解しないまま議論することになり躊躇されるんじゃないかなという印象がある。やはり前提として、住民からの位置づけやお考え、あるいはそれらを市の施策としてどういう対応をされたのかというものを理解した上で、皆さんが方針を決定していくということも必要ではなからうか。それがないと話をすすめるににくい。

【会長】

委員のご指摘について、条例制定や審議会立ち上げの経緯、またその背景、他市の状況などについてごく簡単でもかまわないので準備してほしい。これらを理解したい。

【事務局】

承知した。次回の審議会に向けて準備する。

【委員】

可能であれば公害対策課や、市民向けの政策を担当している部局の出席をお願いする。より市民・現場目線での説明があれば、理解・審議がしやすい。

【委員】

本審議会が産業政策を議論するということだと理解したとのご発言であったが、条例第9条からすると、必ずしも産業政策のみを議論するものではないとも理解できる。どう理解すればよいか。

【事務局】

条例を所管しているのがモノづくり支援室というところもあり、製造業が将来にわたって安心して安定的に事業が続けるというところが、条例の根幹をなすものである。住民側のご意見、それを製造業への支援施策として生かしていく。例えば、工場が出す音が大きいということであるなら、工場側が防音壁を設置する。それに対する補助をするといったようなものである。ここでは産業施策に落とし込んだ形で議論していただきたい。直接的にこの住民側に対するサービスについてご議論いただく場ではない。そういった実情も製造業側から我々が支援していく中で解決できるよう施策に落とし込んでいく。

【委員】

条例第1条からは市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境保全を両立させるといように読める。また、第3条との整合性について説明されたい。

【事務局】

条例の理念は、委員ご指摘のとおり。住民が安心して暮らせる、製造業も操業環境が守られるという趣旨である。そしてその実現に向かってどうするのかということについて、産業政策の我々の立場から工場側に働きかけることによって住工共生を実現するというもの。この条例は産業政策に位置づけられるものである。製造業の立場として支援施策を講じることで住工共生を実現するという趣旨である。

【委員】

ということは結局工場優先で物事がすすんでいるということか。

【事務局】

工場優先ではない。工場の立場に立った支援をするということである。それにより住工共生の実現を目指すというもの。

【委員】

そのためには、最初に申し上げた軋轢の解消に向けた市担当課のより積極的な仲介の動きが重要であることを強調したい。

【委員】

本日は3議題についてしっかり議論し、1つずつステップを踏むべきである。

【委員】

繰り返しになるが、製造業支援部門のみならず、住民サービス部門や公害対策部門や産業政策部門等も事務局を担っていないといけないと思う。産業政策をすすめる上で、住民サービスをどう捉えるのかということも一度立ち戻って議論が必要だと思う。

【委員】

住工共生のまちづくりのまちの形は条例の所管課が考え、必要な会議体を準備すべきではないか。都市計画部門の参画も要検討である。

【会長】

今回様々な意見があり即答難しいものもあろうが、次回では、住民向けのサー

ビスについての議論は必要であることを留意されたい。

2. 住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱の一部改正について

【会長】

「議題2 住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱の一部改正について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(資料に沿って説明)

【会長】

振動だけが対象か。

【事務局】

騒音と振動である。

【会長】

ご意見ないか。

【委員】

補助対象は市長が判断するとあるがどういう形で補助決定がなされるのか。

【事務局】

主な3要件で判断する。今般の改正は改正でこの3点を緩和し、客観的な基準クリアすれば改善が見込まれれば補助対象とするものである。

【委員】

予算には限りがあるだろうが、どういう形で予算執行するのか。また、この制度改正について準備的スタディはあるのか。

【事務局】

現状は申請順に交付決定を行っている。他市と比較しても予算が足りなくなるような状態にはならないと考えている。

【会長】

資料16ページについてより丁寧な説明を求める。

【事務局】

今まででは、企業が自主的に努力しても、苦情がそもそも公害対策課に出されていなければ、この補助対象外であった。今般、この要件を緩和することで、後手に回ることなく問題が起こる前に対処できるようになり、住工共生が一歩すすめられ、住民にとっても良いことであると考えている。

【会長】

この点は、踏み込んだものだと言える。苦情を受けて動くのではなく、クレームを無くすように働きかけている。また、利用しやすくしている点も面白い。

【委員】

評価はあろうが、他方で喫緊の課題は解決されていない。まさに今、対応すべき事例が示されている。そこに対して対応することでこの対策が有効であると示せるのではなかろうか。実証されてはいかがか。

【会長】

今後クレームをはじめどういう形で対応できるのかを次回示されたい。

【委員】

これまでは苦情があったから対応という形であった。苦情が少なくなったらどうするのか、補助対象が拡大したときに適切に透明に運用できるかが心配である。長期の準備的スタディが必要である。単に方向性を変えるだけでよいのか。

【事務局】

ご指摘のとおり。去年の皆様のご意見踏まえ、こういった施策ができた。まさに今委員ご指摘の点を今後の要件見直しに役立ててまいりたい。

【委員】

一つ一つ実行していかないとなかなか先にすすまない。しっかりPRしないと届かない。事例を作って、施策実施の結果がわかればよい。また、苦情があった際に、苦情があった工場へ書類を渡すことや、その周辺に苦情対応の現状が分かるような文書を配布するということをしてはいかがか。

【委員】

この施策はいいものになったと感じる。PRの時にも発言したが、企業に苦情が入った際、企業はどこに相談するのか調べられたい。そのような相談先に支援施策を周知されたい。もしくは工場建設の際に事前の対策や注意点を示してはいかがか。せっかくの施策だ。PRが重要である。

【委員】

企業が自主的な対策を行うのだろうか。近隣から苦情が入って初めて対策に乗り出すのではないか。また、企業がこの制度を知っているかという問題もある。公害対策課が苦情の入っている工場に施策の提案をすべきだ。

【事務局】

公害対策課とは定期的に意見交換している。本日のご指摘をしっかりと伝える。また、今後戦略的にPRを図ってまいる。

【委員】

本審議会は活発な印象を受ける。審議ではなくもはや討論である。先んじて対策に乗り出すことは近隣に対して良いイメージを与えることができるが、施策を知らない。製造業が情報を取りに行くとき、金融機関ではなくおそらく税理士に相談する。行政に電話するのはとても敷居が高い。その意味では税理士に情報を与えることが製造業に情報を届けることにつながるのではないか。

【事務局】

税理士が情報を流してくれていることを知り、税理士、公認会計士、あるいは宅建業界に補助施策の案内についてアプローチをすることを考えている。

【委員】

PRの件と関連するが、申請者や問い合わせがあった者について流入経路は調べているか。重要であると考える。

【事務局】

今後、流入経路の把握に努める。

【会長】

関係機関との連携、発信手法の確認をお願いしたい。

3. 施策等の実施状況の公表および意見募集について

【会長】

「議題3. 施策等の実施状況の公表および意見募集について」事務局より説明をお願いする。

【事務局】

(資料に沿って説明)

【会長】

ご意見いかがか。

【委員】

結局住工共生のモノづくりのまちが何なのかが市民にほとんど理解されていない。その素材を作るべき。そして、もっと意見を掘り起こさないといけない。

【委員】

工業系地域に空き家が多い印象を受ける。活用できないままの土地がそのまま放置されている。何とかしたいと考えるが、我々では打つ手がなく、空き家対策課もどうすることもできず困っている。公害対策課もそうだが、空き家対策課についてもこのような討論できる場に入ってほしい。土地を活かしたくても駐車場にすらできないというのは非常にもったいない。

【事務局】

工業系地域に工場が集積することで東大阪市の産業をより発展させたいと考えている。住環境を崩さないような配慮をしつつ、工業地域の空き地についてなんらかの支援や対策を検討していきたい。

【会長】

工業系地域の空き家・工場に対して使える補助制度はあるのか。

【事務局】

立地促進補助金の活用が考えられる。

【委員】

工業系地域の空き家持ち主へ補助制度のチラシを持っていくことで工場を立地しようという気持ちになるかもしれない。緩やかな分離をするのであればそのようなこともされたい。

【会長】

待っているだけでなく、困っていることがあるなら、どのように活用してもらえるのか考える必要がある。これも宿題としたい。他にないか。

【委員】

委員ご指摘の活用されていない土地は多くある。要因としては地域の将来が見えないため判断を留保しているという側面がある。地域で話しあって全体の将来像を作りながら低活用地にかかる制度を活用できればと都市計画のほうでは考えている。

【委員】

最後に、資料 34 ページの住工共生のまちづくり支援補助金がほとんど利用されていない。待つのではなく積極的に呼びかけて NPO、大学等で横の連携を作り、必要な活動に対し補助するということを行えば具体的なまちづくりの形が模索できる。その結果将来的には住宅の方にも補助をするというようにすすんでいけばもっと前向きに前進できるはずだ。

【会長】

呼びかけとなるとかなり違うスタンスではあろうが、そのようなことも一つの案であるということは明記されたい。

【委員】

委員ご指摘の件、具体的な対応策のイメージを示されたい。コーディネーターを地域から見いだすのか。何らかの地域活性化の動きをされる NPO を見つけるのか。行政側からのアプローチの方策は。

【委員】

特定の地域で活動をしてくれる NPO、大学、市民、事業者を募集し、必要な資金をある程度出すことだ。2 年程かけてある程度話し合うことはできる。その

中で答えが出ないかもしれないし、ある程度見えてくるかもしれない。おそろくできる話は時間を決めた交通規制だろうが。

【委員】

委員のアイデアで行政側はどう対応するのか。

【事務局】

市内で地域の将来の姿を描いて行動されているのが高井田まちづくり協議会のみ。他地域で住工共生の取り組みを進めるのであれば行政もしっかりサポートしたい。サポートの内容は検討する。

【委員】

あくまで相談があればということか。行政側からの働きかけは難しいのか。

【事務局】

行政が踏み込むのは難しい。地域発意で出てきたところは応援する。

【委員】

高井田まちづくり協議会とは何か。どのようなメンバー・補助金対象事業か。

【事務局】

地元の有志の製造業者の集まりである。この地域で製造業が操業しづらいという問題意識があり、検討会を立ち上げた。製造業だけの展開は難しいところがあり、地元の自治会も巻き込みながら取り組みがすすめられた。最終的には地域住民も協議会の会員として受け入れ、今は製造業者・自治会・住民で会員が構成されている。トータルでまちづくりをどうすすめていくのかを検討されている。実際には、地域にどんな製造業があるのか、地域の中でもなかなか見づらいところがある。そこで、地域の製造業の周知のための写真展の開催や、モノづくりに関するレクチャー、事業内容、この地域の特色などの講話、地域が行う催しに対して、活動費として上限 10 万円で補助している。

【委員】

補足する。高井田地域は、東大阪でも昔から工場が集積し、しかも交通の便が良いため住宅立地もかなり積極的であった。そんななか、住宅建築の増加を憂慮する工場主の町内会を作った。そしてコンサルタントを雇い町内会が作った地区計画・将来計画を作ったが、住民も入ったまちづくりをしている。行政も入りまちづくりとしてはかなりすすんでいるが新しい展開は難しい。

【委員】

協議会を作らねばならないのか。そうであるならば工場や地域の自治会長に活動を促されてはいかがか。また「こーばへ行こう！」は高く評価する。この取り組みに参加する企業が増えればよい。いっそう取り組みもすすめるべきだ。

【会長】

次回にでも高井田まちづくり協議会についても説明されたい。また、このような活動を他の地域に広げることについて行政の見解も合わせて示されたい。

【会長】

以上をもって、本日の議事を終了する。

【事務局】

長時間にわたりご議論頂き感謝する。次回に向けて本日の宿題を反映させてまいる。

～閉会～